

事務所だより

第144号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

被保険者の住所、氏名変更手続きについて

住所や氏名の 変更があったとき

従業員の住所や氏名が変わったときに事業主が行う手続きとして、労働者名簿にその旨を記載することや給与の振込先名義を変更すること等のほかに、従業員が社会保険の被保険者あるいは被扶養者がいる場合には、公的機関への届け出が必要です。

ハローワーク（雇用保険）と、年金事務所や健保組合（健康保険、厚生年金保険）の2か所です。

住所変更の届出について

健康保険、厚生年金の住所変更の届出

年金事務所と健保組合では対応が異なります。

年金事務所は、原則として届出は不要です。例外として、次に該当する場合は届出が必要です。

- ・マイナンバーと基礎年金番号が紐づけされていない被保険者（マイナンバー未収集者）
 - ・マイナンバーを有していない海外居住者
 - ・短期在留外国人
- 健保組合は、届出が必要です。

雇用保険の住所変更の届出

雇用保険は被保険者の住所を管理していないため、届出は不要です。

氏名変更の届出について

健康保険、厚生年金の氏名変更の届出

被保険者は住所変更と同様ですが、被扶養者がいるときには被扶養者についての届出が必要です。届出には、被扶養者の健康保険被保険者証の添付が必要となります。

雇用保険の氏名変更の届出

単独での届出は令和2年1月に廃止されましたが、次の申請時にあわせて届出が必要

- です。
- ・雇用保険被保険者資格喪失届
 - ・雇用継続交流採用終了届
 - ・雇用保険被保険者転勤届
 - ・個人番号登録・変更届
 - ・高年齢雇用継続基本給付金の支給申請（受給資格確認を含む）
 - ・高年齢再就職給付金の支給申請

申請

- ・育児休業給付金の支給申請（受給資格確認を含む）
- ・介護休業給付金の支給申請

	住所変更届		氏名変更届	
	被保険者	被扶養者	被保険者	被扶養者
雇用保険	—	—	○ (ほかの申請の際)	—
健康保険	× (組合の場合は○)	×	×	○
厚生年金保険	×	×	×	○ (配偶者の場合)

○：届出要

×：届出不要

雇用保険高年齢被保険者の特例

現行では

65歳以上の方で、1つの事業所で1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ31日以上の雇用見込み込みがある労働者は、「高年齢被保険者」として雇用保険の対象となっています。

言い換えると、65歳以上の方で、複数の事業所で就労している場合に、合計すれば1週間の所定労働時間が20時間以上になるが、事業所ごととは1週間の所定労働時間が20時間未満であれば、雇用保険の対象になりません。

令和4年1月1日からは

65歳以上の高年齢者が2つの事業所を合計して週20時間以上働く場合、本人選択に基づき、高年齢被保険者となることができるようになります。

その要件は次のとおりです。

- ①. 2つ以上の事業主の適用

事業に雇用される65歳以上の者であること。

- ②. ①のそれぞれ1つの事業主の適用事業における1週間の所定労働時間が20時間未満であること。

- ③. ①のうち2つの事業主の適用事業（申し出を行う労働者の1週間の所定労働時間が5時間以上であるものに限り）における1週間の所定労働時間の合計が20時間以上であること。

本人の申し出による

要件に該当したときには、申出者（高年齢者本人）で届出を行います。事業主は、「求めに応じて速やかに証明」を行う立場とされます。届出には、労働契約書、労働者名簿、賃金台帳等の添付が必要です。届出先は、申出者（高年齢者本人）の住所（または居所）が所轄するハローワークです。

（裏面に解説図）

＜主な改正内容＞

- 65歳以上の者を対象として、本人の申出を起点として2つの事業所の労働時間を合算して適用する制度を試行する。
(逆選択やモラルハザード等を施行後5年を目途に検証。)

(例)



- ・ AとBを合算して20時間以上であるため、労働者の申出を起点として雇用保険を適用



- ・ Aを離職し、20時間を下回るため、
・ Aで支払われていた賃金額を基礎として給付し、
・ 被保険者ではなくなるため、以後、保険料を徴収しない。

Q 女性社員が、通勤中の事故で亡くなりました。遺族は夫と女性の母親(80歳台)ですが、夫は56歳のため、労災保険の遺族年金は支給停止の状態です。60歳に達すれば転給されるのでしょうか。

遺族年金(労災)は転給するの

A 労災保険の遺族(補償)年金には、厚生年金や国民年金の遺族年金とは異なり転給があります。転給は、最先順位の受給権者がその受給権を失っても(＝失権)、次順位の受給権者がいれば、その受給権者に対して遺族年金が支払われます。そして、その受給権者も失権した場合には、その次の順位の受給権者がいれば、その者に遺族年金が支払われるというものです。

遺族年金の受給資格者となるのは、被災労働者の死亡の当時、その収入によって生計維持されていた配偶者・子・父母・孫・祖父母・兄弟姉妹です。給付の受給権があるのは、このうち最先順位者です。

受給順位は、本来、夫の方が亡くなった女性の母よりも上位ですが、妻の死亡当時、夫が55歳以上60歳未満のときは、支給停止の状態となります。これを「若年停止」といいます。受給順位も母の方が上になります。

母の遺族年金の受給権は、母の死亡など法16条の4で定める事項によって消滅します。したがって、夫が60歳に到達しても、母の受給権が消滅することはありません。また、受給順位も変わりません。

なお、遺族年金は遺族の数によって額が異なります。夫の支給停止が解除されると、遺族年金は給付基礎日額153日分から201日分になります。

ワクチン接種向け 手引きを公開

新型コロナウイルスの予防に向けて、職域接種の実施に必要な情報をまとめた手引き「職域接種向け手引き」(2021.8.25現在は第4版)が公開されています。実施に際しては、市町村と委託契約を結んだ医療機関が企業・職域単位でワクチン接種を行います。形態としては、

- ① 企業内診療所が実施、② 外部医療機関が企業に出張、③ 非接種者が外部医療機関に向く、の3とおりがあります。同一会場で2回の接種を済ませることを基本とし、実施企業は、医療機関の確保、申請入力・連絡調整、会場の手配、自治体等との連絡を担う事務局体制を確保することが条件となります。

手引きには、正規・非正規の雇用形態によって一律に対象者を区別することは望ましくなく、「接種を受けるかどうかは自ら決定する」という考え方に基づき、接種を強制することがないよう留意することを明記しています。

9月の労務手続 「提出先・納付先」

9月：障害者雇用支援月間

10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出(8月に採用した労働者がいる場合)

「公共職業安定所」

○30日

○8月分社会保険料の納付

「郵便局または銀行」

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」

○外国人雇用状況報告(雇用保険の被保険者ではない労働者) 「公共職業安定所」

編集後記

労災の過労死認定基準が、約20年ぶりに見直される予定です。過労死ラインを1ヵ月65時間に見直すべく、この意見が出ていましたが、厚生省の専門検討会は、現在の基準を引き続き示すことが妥当だと判断しました。

(ぎん)

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504
TEL 075-611-5300
FAX 075-606-1906
e-mail :
fujita.office-1@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com